

石川県廃棄物再生事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）の資質の向上を図り、廃棄物の減量化、再生利用を促進するため廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録に関し必要な事項を定める。

(登録)

第2 廃棄物再生事業者は法に定めるほか、本要綱に定める基準に適合するときは、その事業場ごとに知事の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第3 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廃棄物再生事業者登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類（別紙(1)）
- (2) 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要を記載した書類（別紙(2)、(3)、(4)）
- (3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 個人である場合には、住民票の写し
- (6) 業務経歴を記載した書類（別紙(5)）
- (7) 経理的基礎に関する資料
 - ア 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙(6)）
 - イ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ウ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（別紙(7)）
- (8) 事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類（別紙(8)）
- (9) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第4 知事は、登録の申請が、第5条の登録の基準に適合していない場合を除いて、登録をしなければならない。

2 知事は、登録をした場合、廃棄物再生事業者登録簿（様式第2号）（以下「登録簿」という。）に記載し、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第3号）（以下「登録証明書」という。）を当該申請者に交付するとともに、登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）に係る次の事項を市町の長に通知するものとする。

- (1) 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 廃棄物の再生に係る事業の内容
- (4) 登録の年月日及び登録番号

(登録の基準)

第5 申請者はそれぞれ、原則として以下の施設を所有していること。ただし、他の者の所有であっても、申請者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、この限りでない。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設
 - ア 古紙の再生を行う場合にあっては、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
 - イ 金属くずの再生を行う場合にあっては、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設及び再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設又は選別した金属を圧縮する設備等
 - ウ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設
 - エ 古繊維の再生を行う場合にあっては、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設
 - オ その他の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する施設
- (3) 廃棄物及び廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設

2 申請者は事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 申請者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為

等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (6) (5)に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、(5)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7で定める者をいう。以下同じ。）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(7)までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるもの

(手数料)

第6 登録を受けようとする者は、石川県手数料条例（平成12年石川県条例第7号）に定める手数料を納付しなければならない。

(変更の届出)

第7 登録廃棄物再生事業者は、以下に掲げる事項を変更したときは廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により変更の日から30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 廃棄物の再生に係る事業の内容
- (4) 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

2 変更の届出書には、変更した旨の内容が確認できる書類等を添付しなければならない。

3 知事は、届出があった場合、登録簿にその内容を記載し、市町の長にその内容を通知する。

(休廃止等の届出)

第8 登録廃棄物再生事業者は、その事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、事業休廃止（再開）届出書（様式第5号）により30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

2 知事は、事業廃止届を受理した場合は、市町の長にその内容を通知しなければならない。

(登録の取消し)

第9 知事は、登録廃棄物再生事業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- (1) その事業の用に供する施設、その他の事項が登録の基準に適合しなくなったとき
- (2) 第7及び第8の規定による届出をしなかったとき

2 知事は、登録を取り消した場合は、その理由を示して、その旨を登録取消通知書（様式第6号）によって事業者に通知するとともに、市町の長にその内容を通知しなければならない。

(登録証明書の返納)

第10 第8の規定により廃止届を提出したもの、又は、第9の規定により当該登録を取り消されたものは、知事に登録証明書を返納しなければならない。

(登録廃棄物再生事業者の責務)

第11 登録廃棄物再生事業者は、地方公共団体から廃棄物の減量・再生に関して協力を求められたときは、これに協力するよう努めるものとする。

2 登録廃棄物再生事業者は、資源回収実践団体等と連携を図るなどにより廃棄物の再生の促進に努めるものとする。

(登録証明書の掲示)

第 12 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書をその事業場の見やすい場所に掲示するものとする。

(帳簿の備付)

第 13 登録廃棄物再生事業者は、再生を行った廃棄物の種類及び量並びにその処理方法ごとの処理量について、事業場ごとに帳簿を備え保存するものとする。

2 帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了するものとする。

3 帳簿の保存は、1年ごとに閉鎖することとし、閉鎖後5年間事業場ごとに保存するものとする。

(実績報告)

第 14 登録廃棄物再生事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における廃棄物の再生に関し、廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した廃棄物再生実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業場の所在地

(3) 廃棄物の再生の用に供する施設で処分した廃棄物の種類及び量並びにその処理方法ごとの処理量

(報告の徴収等)

第 15 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、報告の徴収及び立入検査を行うことができるものとする。

附 則 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年11月11日から施行する。